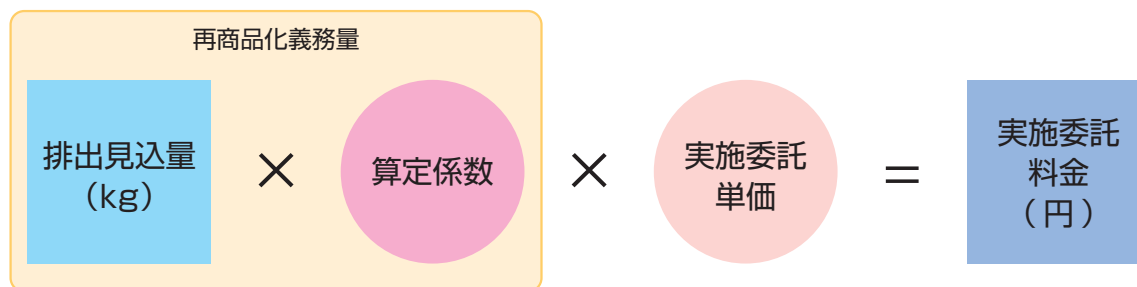


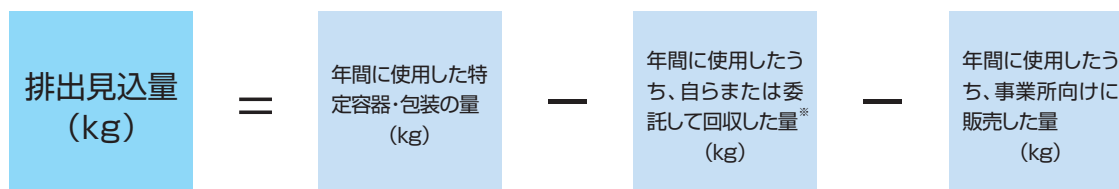
あなたの会社の再商品化実施委託料金を計算してみましょう。

再商品化の実施委託料金は、特定事業者が再商品化しなければならない「再商品化義務量」に実施委託単価をかけて算出します。再商品化義務量は個々の事業者の「排出見込量」に算定係数をかけた数値です。「排出見込量」は年間に使用した容器包装のうち、最終的に家庭から廃棄物とな

って排出される量のことです。この排出見込量が算出できる場合は自主算定方式で実施委託料金を計算します。算出が困難な場合は簡易算定方式で計算します。なお、実施委託料金は「ガラス製容器」「ペットボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」の種類ごとに計算します。

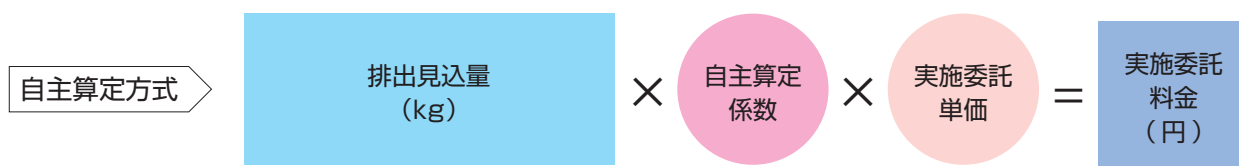


「実施委託単価」はその再商品化コストから算出され、毎年度、指定法人から示されます。

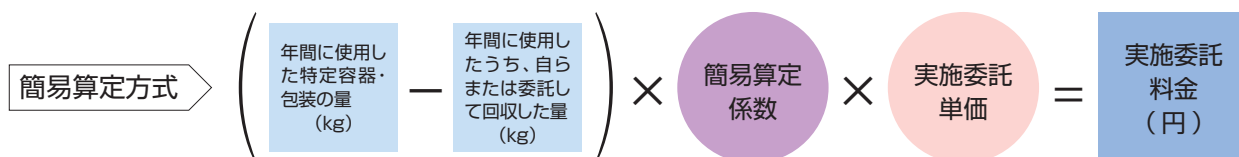


※自ら又は他者への委託により回収した特定容器や包装であっても、その後、市町村により分別収集され分別基準適合物となるものや、市町村により分別等を行い売却、再商品化又は埋立等により最終処分されたもの等は、「年間に使用したうち、自ら又は委託して回収した量」に含まれません。

■排出見込量が算出できる場合



■排出見込量が算出できない場合（年間に使用したうち、事業所向けに販売した量が把握できない場合）



「算定係数」はホームページでご覧いただけます。

※自主算定係数は「(再商品化義務総量) × (特定容器比率) × (業種別比率) × (業種別特定容器利用事業者比率) ÷ (業種別特定容器利用〔製造等〕事業者総排出見込量)」の計算式で求めています。包装の算定係数は「(再商品化義務総量) × (特定包装比率) ÷ (特定包装利用事業者総排出見込量)」の計算で求めています。

※簡易算定係数は「(再商品化義務総量) × (特定容器比率) × (業種別比率) × (業種別特定容器利用事業者比率) × (100 - 事業系比率) ÷ (業種別特定容器利用〔製造等〕事業者総排出見込量)」の計算式で求めています。簡易算定方式に用いる算定係数は、自主算定方式に用いる算定係数に(100 - 事業系比率)を乗じて算出されたものです。